

所長指示第30号

平成25年6月19日

宮城刑務所長 浅野 広行

受刑者や遺族等が作業報奨金等の受取を拒否した場合の取扱い等について  
標記について、平成25年5月9日付け法務省矯成第988号矯正局総務課長・同  
成人矯正課長連名通知「受刑者や遺族等が作業報奨金等の受取を拒否した場合の取扱  
い等について」が発出されたことから、下記のとおり定め、即日施行する。

記

1 作業報奨金について

(1) 釈放手続の際、作業報奨金を受刑者に支給する前において、受刑者から受取を  
拒否する申出があった場合には、当該受刑者から作業報奨金支払請求権放棄書(別  
紙様式1)を徴し、同作業報奨金は歳出予算に返戻(戻入)する。

(2) 釈放手続の際、作業報奨金を受刑者に支給する前において、受刑者から受取を  
拒否する申出があり、上記(1)の作業報奨金支払請求権放棄書の提出を拒否した場  
合には、釈放の日から5年を経過し、会計法第30条(金銭債権等の消滅時効)  
の規定により、当該作業報奨金の支払請求権が時効により消滅するまでの間、当  
該作業報奨金相当額を受刑者に支給すべき債務として管理する。

消滅時効が成立するまでの間において、元受刑者から支払請求があれば当該作  
業報奨金を支給することになるが、この場合の予算は、作業報奨金を支給する日  
の属する年度の予算とする。

(3) 釈放手続の際、一旦作業報奨金を受領した(作業報奨金受領書に受取押印した  
後)受刑者が、「やはり受け取れない。」等と申出した場合は、既に作業報奨金を支  
給したものとして、当該作業報奨金(現金)は、刑事収容施設及び被収容者等の  
処遇に関する法律(以下「法」という。)第53条に規定する釈放者の遺留物とし  
て取り扱う。

この場合、当該受刑者に対して、6か月が経過する日まで引渡請求がない場合  
は、国庫に帰属する旨を説明すること。

(4) 作業報奨金計算額を有する受刑者が死亡し、法第176条により死亡の通知を  
行うべき遺族等が判明しない場合は、死亡の日から5年を経過し、会計法第30  
条の規定により当該作業報奨金の支払請求権が時効により消滅するまでの間、当

該作業報奨金相当額を遺族等に支給すべき債務として管理する。

なお、消滅時効が成立するまでの間において、遺族等から請求があれば、作業報奨金を支給することになるが、この場合の予算は、作業報奨金を支給する日の属する年度の予算とする。

- (5) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第23条に基づき、遺留品の引き渡しを申請した遺族等が、死亡した受刑者に係る作業報奨金の受取を拒否したとしても、他の遺族等がその支給を求める可能性があることから、受刑者が死亡した日から5年を経過し、会計法第30条の規定により当該作業報奨金の支払請求権が時効により消滅するまでの間、当該作業報奨金相当額を遺族等に支給すべき債務として管理する。

なお、消滅時効が成立するまでの間において、遺族等から請求があれば、作業報奨金を支給することになるが、この場合の予算は、作業報奨金を支給する日の属する年度の予算とする。

## 2 死亡手当金について

上記1(4)及び(5)と同様に、受刑者が死亡した日から5年を経過し、会計法第30条の規定により当該死亡手当金の支払請求権が消滅するまでの間、当該死亡手当金相当額を遺族等に支給すべき債務として管理する。

なお、消滅時効が成立するまでの間において、遺族等から請求があれば、死亡手当金を支給することになるが、この場合の予算は、予算上申対応となることから、速やかに矯正局成人矯正課に連絡し、所定の手続を経た上で支給すること。

おって、死亡手当金の上申に係る支給基礎日額には、受刑者が死亡した日の属する会計年度の額を採用する。

## 3 障害手当金及び特別手当金について

- (1) 受刑者に対し、障害手当金又は特別手当金（以下「障害手当金等」という。）の支給の告知を行った際に受刑者から受取を拒否する申出があった場合、支給請求権を放棄する旨の書面（別紙様式1）を提出させた上で、当該障害手当金等を歳出予算に返戻（戻入）する。

- (2) 受刑者から、(1)の障害手当金等の支払請求権を放棄する旨の書面（署名指印）の提出がなければ、障害手当金等の支給の告知を行った日から5年を経過し、会計法第30条の規定により当該障害手当金等の支払請求権が時効により消滅するまでの間、当該障害手当金等を受刑者に支給すべき債務として管理する。

なお、消滅時効が成立するまでの間においては、受刑者又は元受刑者（以下「受刑者等」という。）から請求があれば、障害手当金等を支給することになるが、この場合の予算は、予算上申対応となることから、速やかに矯正局成人矯正課に連絡し、所定の手続を経た上で支給する。

おって、障害手当金の上申に係る支給基礎日額は、症状が固定した日の属する会計年度の額とし、特別手当金の上申に係る支給基礎日額については、釈放の日の属する会計年度の額（「死亡手当金等に関する訓令」第4条第1項に基づき矯正管区が認可した額）を採用する。

#### 4 書留簿の作成及び管理

受刑者及び遺族等に支給すべき債務は適切に管理する必要があることから、「作業報奨金計算額及び手当金書留簿」は、会計課において作成及び管理を行う。

別紙様式 1

所 長	総務部長	処遇部長	処遇首席	作業首席	会計課長	係 長

作業報奨金支払

障害手当金支払

請求権放棄書

特別手当金支払

平成 年 月 日

宮城刑務所長 殿

第 番 ○ ○ ○ ○

本日、私に支払われるべき作業報奨金・障害手当金・特別手当金  
○○○, ○○○ 円の支払請求権をここに放棄します。

(注) 該当しない文言を削除する。

別紙様式 2

	所 長	部 長	首席・課長	係 長
支給不能時決裁		総務 処遇	処遇 作業 会計	
支給又は消滅 時効時決裁		総務 処遇	処遇 作業 会計	

作業報奨金計算額及び手当金書留簿

1 種類

- 作業報奨金受取拒否
- 作業報奨金を有する受刑者死亡，支給遺族等が受取拒否
- 作業報奨金を有する受刑者死亡，支給遺族等が不明
- 死亡手当金の支給遺族等が受取拒否       死亡手当金の支給遺族等不明
- 障害手当金受取拒否       特別手当金受取拒否

2 受刑者関係

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
本 籍		帰 住 予 定 地	
消滅時効起算日	年 月 日		

3 遺族等関係

続 柄	氏 名	住 所	連 絡 先
特記事項 (備考)			

4 作業報奨金計算額及び手当金関係

消滅時効年月日	年 月 日
作業報奨金計算額又は手当金支給額	円
事務担当者	(官職) (氏名) ㊞

5 作業報奨金計算額及び手当金の支給又は消滅時効関係

支給又は消滅時効処理年月日	年 月 日
事務担当者	(官職) (氏名) ㊞
てん末 (備考)	例 1 : 本人からの請求があり支給 例 2 : 遺族等からの請求があり支給 例 3 : 消滅時効が成立したため

【記載要領】

- 1 種類欄には該当する項目をチェックすること。
- 2 受刑者関係の消滅時効起算日欄については、受領を拒否した日又は受刑者が死亡した日の翌日を記載すること。
- 3 遺族等欄については、死亡手当金及び作業報奨金の受領を拒否した遺族等を記載すること。
- 4 作業報奨金計算額及び手当金関係
  - (1) 消滅時効年月日欄には、受領を拒否した日又は受刑者が死亡した日の翌日から起算して5年後の年月日を記載すること。
  - (2) 作業報奨金計算額又は手当金支給額欄には、決定した支給金額等を記載すること。
  - (3) 事務担当者（官職、氏名）欄には、別紙様式中1ないし4の欄を作成した担当者の官職及び氏名を記載すること。
- 5 作業報奨金計算額及び手当金の支給又は消滅時効関係
  - (1) 支給又は消滅時効処理年月日欄には、本人若しくは遺族等に支給し、又は消滅時効が成立した年月日を記載する。
  - (2) 事務担当者（官職、氏名）欄には、当該欄を作成した担当者の官職及び氏名を記載すること。
  - (3) 「てん末（備考）」欄には、例1ないし3を参考として、処理事由を記載すること。
- 6 本書留簿の文書保存期間は、てん末後3年とする。